

活動報告

開催日	報告内容
2014年 7月12日	<p>知的財産法研究会</p> <p>平澤 卓人（さっぽろ法律事務所弁護士、北海道大学大学院法学研究科博士後期課程）</p> <p>「著作権法における『公に』及び『公衆』概念の限界－幸福の科学祈願経文事件」</p> <p>※詳細については、本誌本号に掲載の評釈を参照されたい。</p>
2014年 7月17日	<p>知的財産法研究会</p> <p>平澤 卓人（さっぽろ法律事務所弁護士、北海道大学大学院法学研究科博士後期課程）</p> <p>“Trademark Parody and Freedom of Expression”</p> <p>比良友佳理（北海道大学大学院法学研究科助教）</p> <p>“Copyright and Freedom of Expression in the Digital Era: From an Institutional Perspective”</p> <p>※詳細については、本誌第45号から連載の論文を参照されたい。</p> <p>孫 友容（北海道大学大学院法学研究科博士後期課程）</p> <p>“A Comparative Analysis of the Public Performance Right of Television Broadcast and Retransmission Services”</p> <p>※詳細については、本誌第45号に掲載の評釈を参照されたい。</p> <p>劉 影（北海道大学大学院法学研究科博士後期課程）</p> <p>“Calculation of FRAND Royalty: A Comparative Study between USA and China”</p>
2014年 7月26日	<p>知的財産法研究会</p> <p>Roberto CARAPETO（ブラジル弁護士、早稲田大学知的財産法制研究所リサーチコラボレータ）</p> <p>「音の商標の有り方：登録に関する諸問題」</p> <p>青木 博通（ユアサハラ法律特許事務所弁理士）</p> <p>「新しいタイプの商標と商標権侵害」</p>

<p>2014年 7月31日</p>	<p>The 1st International IP Workshop for Junior Researchers (第1回知的財産法国際研究会) (名古屋大学大学院法学研究科と共同開催) 場所：名古屋大学 平澤 卓人 (さっぽろ法律事務所弁護士、北海道大学大学院法学研究科博士後期課程) “Trademark Parody and Freedom of Expression” 比良友佳理 (北海道大学大学院法学研究科助教) “Copyright and Freedom of Expression in the Digital Era: From an Institutional Perspective” ※詳細については、本誌第45号から連載の論文を参照されたい。 孫 友容 (北海道大学大学院法学研究科博士後期課程) “A Comparative Analysis of the Public Performance Right of Television Broadcast and Retransmission Services” ※詳細については、本誌第45号に掲載の評釈を参照されたい。 劉 影 (北海道大学大学院法学研究科博士後期課程) “Calculation of FRAND Royalty: A Comparative Study between USA and China”</p>
<p>2014年 8月11日</p>	<p>知的財産法研究会 劉 介中 (台湾最高行政裁判所裁判官) 「台湾商標行政訴訟における裁判基準時」 ※詳細については、本誌本号に掲載の論文を参照されたい。</p>
<p>2014年 8月31日</p>	<p>知的財産法研究会 (独禁法審判決研究会と共同開催) 田村 善之 (北海道大学大学院法学研究科教授、同大学情報法政策学研究センター長) 「FRAND宣言をなした特許権に基づく権利行使の制限の可否—アップルジャパン対三星電子事件知財高裁大合議判決—」</p>
<p>2014年 9月8日</p>	<p>知的財産法研究会 田村 善之 (北海道大学大学院法学研究科教授、同大学情報法政策学研究センター長) “Intellectual Property Law and Policy” 金 成熙 (北海道大学大学院法学研究科修士課程・韓国特許庁特許審査官) 「韓国の裁判例にみる職務発明の補償金算定基準の検討」 ※詳細については、本誌第45号に掲載の論文を参照されたい。</p>

2014年 9月25日	知的財産法研究会 曲 三強（北京理工大学法学院院長、北京大学法学院教授） 「中国における商標法の歴史、現状及び未来」 ※詳細については、本誌本号に掲載の論文を参照されたい。
2014年 9月26日	知的財産法研究会 福井 健策（骨董通り法律事務所弁護士、ニューヨーク州弁護士、日本大学藝術学部客員教授） 「なぜ欧州はグーグルに挑むのかーデジタルアーカイブ立国と情報法制の地平」
2014年 10月1日 ～2日	The 2nd Asia Pacific IP Forum 場所：JW マリオット・ホテル・ソウル（韓国・ソウル） 田村 善之（北海道大学大学院法学研究科教授、同大学情報法政策学研究センター長） “Regulation Against Imitation of the Configuration of Goods in Japan—Protection of the First Mover Advantage—”
2014年 10月4日	知的財産法研究会 岡本 岳（札幌高等裁判所部総括判事） 「入れ墨と著作権」 西井 志織（名古屋大学大学院法学研究科准教授） 「非専用品型間接侵害の場合における差止めと廃棄」
2014年 10月17日	The EU Patent Package: Multidisciplinary and International Perspectives Royal Flemish Academy of Belgium for Science and the Arts, Brussels, Belgium 田村 善之（北海道大学大学院法学研究科教授、同大学情報法政策学研究センター長） “Recent Developments and Issues Regarding the IP High Court in Japan”
2014年 10月25日	知的財産法研究会 奥邨 弘司（慶應義塾大学大学院法務研究科教授） 「合衆国最高裁判決の検討 Kirtsaeng 事件（著作権の消尽） Aereo事件（米国版まねきTV事件）」 小嶋 崇弘（日本学術振興会特別研究員、北海道大学情報法政策学研究センター研究員） 「修理規約の著作物性（東京地判平成26年7月30日平成25(ワ)28434 [銀座櫻風堂]」

<p>2014年 11月13日</p>	<p>International Symposium on Patent Application and Litigation Practices 場所：台湾經濟部知的財産局（台湾・台北） 田村 善之（北海道大学大学院法学研究科教授、同大学情報法政策学研究センター長） “Right to Seek Transfer of Patents Based on Usurped Applications – Summary of the Amendment to the Patent Act in 2011 and Issues to Be Solved –”</p>
<p>2014年 11月14日</p>	<p>シンポジウム「営業秘密保護および知的財産訴訟手続きの実務と理論発展の趨勢」 場所：台湾大学集思会議センター国際会議ホール（台湾・台北） 田村 善之（北海道大学大学院法学研究科教授、同大学情報法政策学研究センター長） “Trends in Japanese Court Rulings regarding Unauthorized Use of Trade Secrets”</p>
<p>2014年 11月28日</p>	<p>知的財産法研究会（民事法研究会と共同開催） 横溝 大（名古屋大学大学院法学研究科教授） 「差止めを命ずる外国判決の承認と間接管轄－最高裁平成26年4月24日第一小法廷判決（民集68巻4号329頁）」 ※詳細については、本誌本号掲載の評釈を参照されたい。</p>
<p>2014年 12月13日</p>	<p>知的財産法研究会 鈴木 将文（名古屋大学大学院法学研究科教授） 「特許権侵害訴訟に係る知財高裁大合議判決について」 前田 健（神戸大学大学院法学研究科准教授） 「進歩性要件の機能から見た裁判例の整理と実証分析」</p>
<p>2014年 12月19日</p>	<p>知的財産法研究会 Branislav HAZUCHA（北海道大学大学院法学研究科准教授） “Exhaustion of Rights, Private Ordering and Consumers’ Rights in Copyright Law”</p>
<p>2014年 12月22日</p>	<p>知的財産法研究会 吉田 広志（北海道大学大学院法学研究科教授） 「改正特許法35条の下での職務発明対価請求事件（東京地判平成26年10月26日〔野村證券事件〕）」 橘 雄介（橘雄介法律事務所弁護士、北海道大学大学院法学研究科科目等履修生） 「特許発明の部材である医薬単剤を製造販売することの間接侵害性が争われた事例－ピオグリタゾン事件－」 ※詳細については、本誌本号に掲載の評釈を参照されたい。</p>